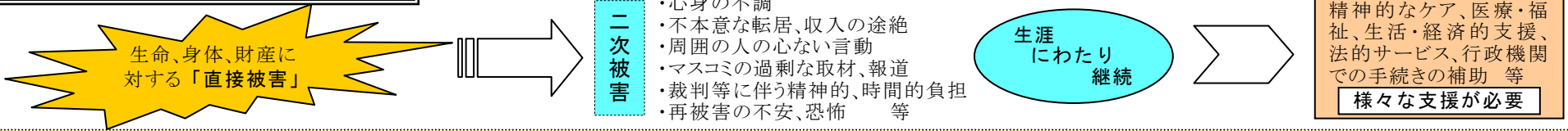


# 「第2次山形県犯罪被害者等支援推進計画」の概要

## ◎犯罪被害者等の置かれている状況



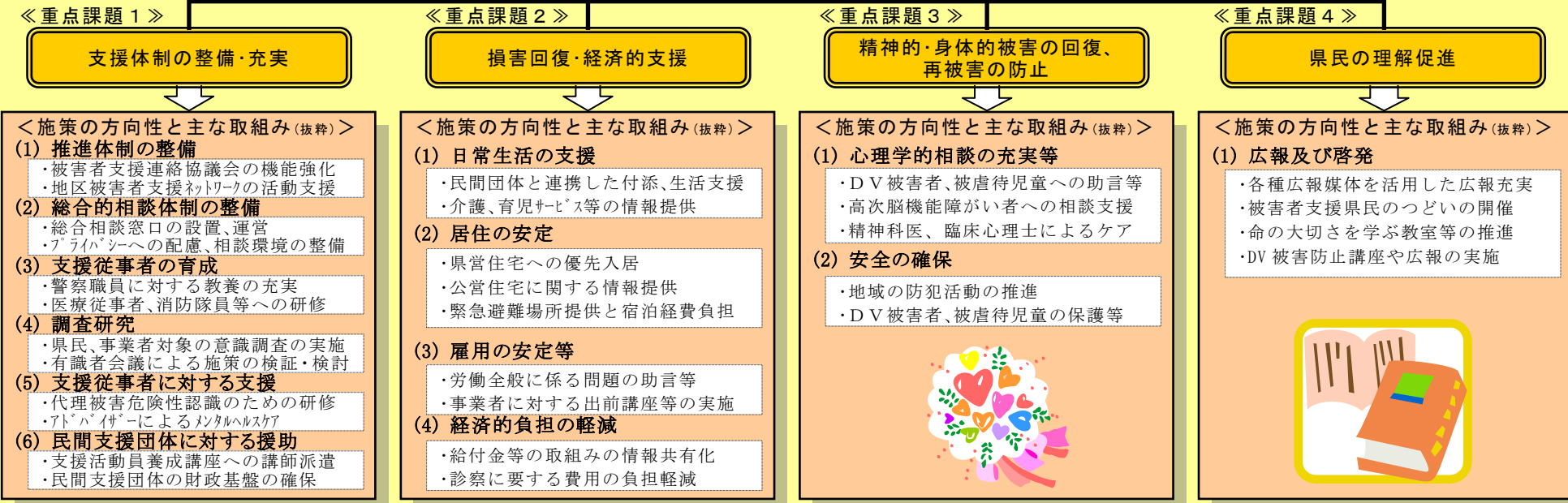
## ◎計画の基本フレーム

- 1 計画策定の趣旨～山形県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定するもの
- 2 計画の位置付け～「第3次山形県総合発展計画」のひとつの取組み「暮らしを支える公的基盤の確立」中の「暮らしの安全・安心の確保」を進めるための個別計画
- 3 計画期間～5年間(平成27年度～平成31年度) ※毎年度、推進委員会において施策の実施状況の評価・検証を行い、必要に応じて随時内容の見直しを行う。

## ◎支援に関する基本理念

- 犯罪被害者等に対し、同じ社会の一員として、個人としての尊厳を重んじた対応をする。
- 犯罪被害者等の名誉・生活の平穏を害し、二次被害を与えることのないよう留意する。
- 個々の機関・団体で支援が途切れぬよう、各々が役割を適切に果たし、連携・協力する。
- 県民・事業者の理解促進を図り、自主的な支援の取組みが行われるよう推進する。

## 「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」を実現するために



## ◎計画の推進のために

